

平成 23 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 エルピーダメモリ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 坂本 幸雄
 (コード番号 6665 東証第 1 部)
 問い合わせ先 執行役員 福田 岳弘
 (TEL 03-3281-1500 (代))

新株式発行及び株式売出し並びに
 転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき、新株式発行及び当社株式の売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行を決定致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

I. 本資金調達背景及び目的

当社は、国内唯一の DRAM メーカーとして誕生以来、先端技術の研究開発や DRAM 製造ラインの増設、次世代製造プロセスの導入に加え、台湾生産子会社 Rexchip Electronics Corporation (以下、「Rexchip 社」という。)の合併による設立に代表される他社とのアライアンスや「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく事業再構築計画の策定及び実施等、様々な施策を通じて競争優位性の向上に努めてまいりました。こうした施策の実施を経て、現在、当社は DRAM 市場においてリーディング・カンパニーの 1 社としての地位を獲得し、特に DRAM の低消費電力性や薄小サイズ等の要素が求められるモバイル機器向けの高付加価値 DRAM 分野において、市場競争力を有しております。

また、当社は平成 23 年 5 月に世界最先端プロセスとなる 25nm プロセスを採用した 2 G ビット DDR 3 SDRAM の開発、同年 6 月には現在世界最薄となる高さ 0.8mm の 4 段積層 DRAM パッケージの量産技術の確立に成功したことに加え、TSV (貫通電極) 積層技術を用いた DDR 3 SDRAM (× 32 ビット I/O) のサンプル出荷も世界で初めて実現する等、足元では、競合他社に対して技術的に優位な立場にあると認識しております。

かかる状況下において、当社としては広島工場における 30nm 及び 25nm プロセスを用いた DRAM の量産化に対応する製造設備の整備、TSV 工程の新ラインの設置、次世代プロセス及び新メモリの開発を主目的とする研究開発投資等を実施することで技術優位性の更なる向上を図り収益性の向上及び市場競争力の強化を追求することが必要であるとの判断に至り、今回の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債発行による資金調達を実施することと致しました。また、設備投資と同時に、調達資金の一部を用いた有利子負債の返済及び償還並びに今回の資金調達により実現される資本増強を通じて、市場環境の変動が大きい DRAM 業界において競争優位性を維持していくために必要な財務基盤を早期に構築することは、当社の持続的な成長という形で株主を始めとする当社ステークホルダーの皆様の利益

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

に資するものと考えております。

なお、今回、新株式と転換社債型新株予約権付社債を同時に発行することとしたのは、当社の成長にとって必要な規模の資金調達を行う一方で、資金の一部を転換社債型新株予約権付社債で調達することにより、短期的に大規模な株式の希薄化が生じることを一定程度回避することを目的としたものであります。また、今回の転換社債型新株予約権付社債は既存の有利子負債に比べて低利での発行を想定しており、既存の有利子負債の返済及び償還による当社有利子負債の低コスト化、長期化を通じて当社の安定的な財務基盤の構築に寄与するものであります。

足元の状況は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるサプライチェーンの混乱は概ね収束しているものの、世界経済の停滞、また欧米や日本では買い替え需要を喚起するインセンティブの不足に伴う需要低迷などから、結果として、PC向けDRAM価格は低水準で推移し、また、平成24年3月期第1四半期の当社出荷ビット成長率（前四半期比）についても、当初見込んでいた20-30%には収まらず、10-20%程度となる可能性がございます。

一方、当社が特に強みを持つ分野であるモバイル機器向けDRAMの需要につきましては、スマートフォンやタブレットPCの普及拡大を背景に、今後も引き続き堅調に推移するものと見込まれており、また、PC向けDRAMにおける新興国経済の成長に伴う需要増加、及びサーバ向けDRAMにおけるクラウド・コンピューティングの普及による需要増加が見込まれております。

当社はこうした環境を中長期的な飛躍の契機と捉え、今後の更なる競争に備えた磐石な財務基盤の構築を企図すると共に、製造プロセスの微細化に向けた設備投資を競合他社に先駆けて実施すること、また、現状における技術優位性を更に向上させるための先端技術開発に向けた研究開発投資を継続して実施することで、市場拡大の果実を最大限に享受する戦略を採る方針であります。こうした観点から、本資金調達の実施は適切なタイミングであると認識しており、以上のような考えのもと当社事業及び財務戦略の着実な遂行を通じて、今後も株主を始めとする当社ステークホルダーの皆様の利益最大化に向け努力してまいります。

II. 新株式発行及び株式の売出し

1. 募集による新株式発行

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 下記①乃至③の合計による当社普通株式 57,270,000 株
①下記(4)①記載の国内一般募集における国内引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式 18,270,000 株
②下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式 33,920,000 株
③下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 5,080,000 株 |
|----------------|--|

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 7 月 25 日（月）から平成 23 年 7 月 27 日（水）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法
- ①国内一般募集
国内における一般募集（以下、「国内一般募集」という。）とし、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及び S M B C 日興証券株式会社（以下、「国内引受会社」と総称する。）に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。なお、国内一般募集の事務幹事会社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びモルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家の需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びモルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社が共同して行うものとする。
- ②海外募集
欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下、「海外募集」という。）とし、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Daiwa Capital Markets Europe Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー、Mizuho International plc、Nomura International plc 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を共同主幹事会社とする海外引受会社（以下、「海外引受会社」と総称し、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。）に、海外募集に係る全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記（1）③記載の新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- 上記①及び②記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 18,270,000 株及び海外募集株数 39,000,000 株（上記（1）②記載の海外引受会社による買取引受けの対象株数 33,920,000 株及び上記（1）③記載の海外引受会社に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 5,080,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- なお、上記（1）③記載の海外引受会社に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数は上限を示したものであり、当社普通株式に係る発行可能株式総数の残数との関係を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- 上記①及び②記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定さ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

れる方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plcとする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間（国内） 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成23年8月1日（月）から平成23年8月3日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、発行価格（募集価格）、増加する資本金及び資本準備金の額、その他国内一般募集及び海外募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 海外募集又は本新株予約権付社債（以下に定義する。）の発行が中止となる場合は、国内一般募集も中止する。国内一般募集又は本新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、海外募集も中止する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 2,730,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が、当社株主より借受ける当社普通株式について国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(10) 国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- | | | |
|---|--|------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 2,730,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一の金額とする。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (4) 割当先 | 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | |
| (5) 申込期日 | 平成23年8月30日（火） | |
| (6) 払込期日 | 平成23年8月31日（水） | |
| (7) 申込株数単位 | 100株 | |
| (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) 第三者割当による新株式発行については、当該新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |
| (11) 国内一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。 | | |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

Ⅲ. 130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行

1. 社債の名称 エルピーダメモリ株式会社 130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 275 億円
社債の総額は、上記のとおり決定しているが、市場動向及び当社普通株式に係る発行可能株式総数の残数との関係等を勘案した上で、平成 23 年 7 月 15 日に変更される場合がある。
3. 各社債の金額 金 100 万円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、第 32 項に定める振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 社債の利率 未定（年 0.5%～年 0.9%の範囲内で決定する。）
利率については、平成 23 年 7 月 15 日（金）に決定する。
6. 社債の払込金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
7. 社債の発行価格 各社債の金額 100 円につき金 102.5 円
8. 社債の償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
ただし、期中償還請求（第 12 項第(3)号①に定義する。）による償還の場合は第 12 項第(3)号に定める金額とし、繰上償還の場合は第 12 項第(4)号乃至第(6)号に定める金額とする。
9. 新株予約権又は社債の譲渡 本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 社債管理者 株式会社あおぞら銀行
12. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成 28 年 8 月 1 日にその総額を償還する。ただし、期中償還請求による償還の場合は本項第(3)号に、繰上償還の場合は本項第(4)号乃至第(6)号に、買入消却の場合は本項第(8)号に定めるところによる。
 - (2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号の規定により本社債を期中償還請求により償還する日及び本項第(4)号乃至第(6)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 期中償還請求による償還

① 期中償還請求権

本社債権者は、平成 26 年 8 月 18 日から平成 26 年 8 月 29 日までの間（以下「期中償還請求期間」という。）に本社債の償還を請求すること（以下「期中償還請求」という。）ができる。この場合、当社は、期中償還請求のあった本社債全額につき平成 26 年 9 月 30 日に各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還するものとする。ただし、当社が本項第(4)号乃至第(6)号の規定により残存する本社債の全部を繰上償還する場合で、本項第(4)号乃至第(6)号の規定により平成 26 年 8 月 17 日以前に償還に必要な事項について公告を行ったときは、期中償還請求権は消滅するものとする。

② 期中償還請求の方法

期中償還請求しようとする本社債権者は、期中償還請求期間中に、当該本社債権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第 34 項に定める支払代理人に期中償還請求を行う旨を通知する。支払代理人に対し期中償還請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することはできない。

③ 期中償還請求の効力

本社債の期中償還請求の効力は、期中償還請求に要する事項の通知が第 34 項に定める支払代理人に到着した日に発生する。

(4) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当社が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還期日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から 30 日以内に到来する場合には、本①に定める公告を行った日から 30 日目以降の日とする。）の 30 日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還期日に応じて、本社債の各社債の金額に一定の比率（百分率で表示し、当該比率を以下「組織再編行為償還金額比率」という。）を乗じた額とする。組織再編行為償還金額比率は下記の表により定められるほか、本号④に従い決定される。

組織再編行為償還金額比率（％）

償還期日	参照パリティ										
	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170
平成 23 年 8 月 3 日	98.48	102.56	107.45	113.09	119.44	126.44	134.04	142.23	150.96	160.22	170.00
平成 24 年 4 月 1 日	99.21	103.05	107.75	113.25	119.50	126.44	134.02	142.18	150.90	160.13	170.00
平成 25 年 4 月 1 日	99.90	103.28	107.63	112.93	119.07	125.98	133.59	141.83	150.65	160.02	170.00
平成 26 年 4 月 1 日	100.13	102.71	106.62	111.75	117.92	124.97	132.77	141.23	150.28	160.00	170.00
平成 26 年 9 月 30 日	100.00	101.23	105.58	110.95	117.26	124.43	132.34	140.93	150.12	160.00	170.00
平成 26 年 10 月 1 日	97.94	101.23	105.57	110.95	117.26	124.42	132.34	140.92	150.12	160.00	170.00
平成 27 年 4 月 1 日	98.17	101.00	105.01	110.20	116.46	123.69	131.75	140.53	150.00	160.00	170.00
平成 28 年 4 月 1 日	98.91	99.74	101.99	106.27	112.63	120.69	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00
平成 28 年 7 月 29 日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00

（注）上記表中の数値は、平成 23 年 7 月 4 日（月）現在における見込みの数値であり、平成 23 年 7 月 25 日（月）から平成 23 年 7 月 27 日（水）までの間のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に決定される転換価額（第 14 項第(6)号②に定義する。）と同時に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還期日時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(9)号又は第(12)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。なお、本新株予約権付社債の社債要項において、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、本③においては当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- ④ 参照パリティ又は償還期日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額比率は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還期日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額比率は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額比率は、170%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が170%を超える場合には、組織再編行為償還金額比率は170%とする。また、組織再編行為償還金額比率は、100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額比率は100%とする。

- ⑤ 「組織再編行為」とは、当社が吸収合併消滅会社(会社法第749条第1項第1号に定める吸収合併消滅会社をいう。以下同じ。)となる吸収合併(会社法第2条第27号に定める吸収合併をいう。以下同じ。)、当社が会社法第753条第1項第1号に定める新設合併消滅会社となる新設合併(会社法第2条第28号に定める新設合併をいう。以下同じ。)、当社が吸収分割会社(会社法第758条第1号に定める吸収分割会社をいう。以下同じ。)となる吸収分割(会社法第2条第29号に定める吸収分割をいう。以下同じ。)又は当社が会社法第763条第5号に定める新設分割会社となる新設分割(会社法第2条第30号に定める新設分割をいう。以下同じ。)(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換(会社法第2条第31号に定める株式交換をいう。以下同じ。)又は株式移転(会社法第2条第32号に定める株式移転をいう。以下同じ。)、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

- ⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)又は新設合併 会社法第749条第1項第1号に定める吸収合併存続株式会社又は会社法第753条第1項第2号に定める新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 会社法第758条第1号に定める吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 会社法第763条第1号に定める新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 会社法第768条第1項第1号に定める株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 会社法第773条第1項第1号に定める株式移転設立完全親会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

- ⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(5) 上場廃止等による繰上償還

- ① (イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還期日(かかる償還期日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(4)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第14項第(9)号又は第(12)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。なお、本②においては、取引日のうち当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まないものとする。
- ③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還期日(かかる償還期日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④ 当社が本項第(4)号及び本号①又は③の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(4)号の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前に本号①又は③に基づく公告が行われた場合には、本号の手続が適用される。
- ⑤ 当社は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(6) 130%コールオプション条項

- ① 当社は、20 連続取引日にわたり、各取引日における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額の 130%以上であった場合、平成 25 年 9 月 2 日以降、当該 20 連続取引日の最終日から 15 日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還期日（かかる償還期日は、当該公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の 2 取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの 3 取引日（当該基準日を含む。）についての本条項の適用にあたっては、第 14 項第(9)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の 1ヶ月前の応答日（応答日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第 14 項第(8)号に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。なお、本①においては、取引日のうち当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まないものとする。
 - ② 当社が本項第(4)号又は第(5)号及び本号の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(4)号又は第(5)号の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前又は本項第(5)号に定める上場廃止等を行う意向を公表する前に本号①に基づく公告が行われた場合には、本号の手続が適用される。
 - ③ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (7) 本項第(3)号乃至第(6)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 14 項第(4)号に従って本新株予約権が行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日以降、第 32 項に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入れを行った本新株予約権付社債についての本社債を消却する場合には、当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権については第 14 項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

13. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 9 月 30 日を第 1 回目の利息を支払うべき日（以下、本社債の利息が支払われるべき日を「利息支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日に各々その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割りをもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第 1 回目の利息支払期日までに本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (6) 第1回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。

14. 新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計27,500個の本新株予約権を発行する。本社債の総額は平成23年7月15日に変更される場合があり、かかる場合には、各本社債に付された本新株予約権の合計数も変更される。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権付社債の払込金額の総額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成23年9月1日から平成28年7月28日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、行使請求することができる。ただし、以下の期間については行使請求をすることができない。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（第32項に定める振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）
 - ② 本社債の利息支払期日の前営業日
 - ③ 第32項に定める振替機関が必要であると認めた日
 - ④ 期中償還請求により償還される本社債に付された本新株予約権については、当該償還される本社債の社債権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第34項に定める支払代理人に期中償還請求を行う旨を通知した日以降
 - ⑤ 第12項第(4)号乃至第(6)号に定めるところにより平成28年7月28日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - ⑥ 第19項本文に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 - ⑦ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を第27項に定めるところにより公告した場合における当該期間
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権に係る本社債の払込金額と同額とする。
 - ② 転換価額は、当初未定であるが、平成23年7月15日（金）の取締役会決議に基づく算式により、平成23年7月25日（月）から平成23年7月27日（水）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）に確定する。当該算式において、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に乘じる値の範囲は、125%程度を目処とした一定の範囲により表示される。ただし、転換価額は本項第(8)号乃至第(12)号に定めるところに従い調整されることがある。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう（ただし、本項第(20)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の払込期日以降、本項第(9)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (9) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 時価（本項第(11)号②に定義する。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、平成23年7月11日開催の取締役会の決議に基づく募集による新株式発行及び第三者割当による新株式発行に係る募集を除く。）。
調整後の転換価額は、当該当社普通株式の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割等を行う場合。
調整後の転換価額は、株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
 - ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。以下同

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

じ。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得され又は当初の転換価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、本③に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)又は新株予約権の要項上、取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (10) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (11) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(9)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- ③ 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の応答日(応答日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(9)号又は第(12)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「交付株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ④ 転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、会社法第445条第1項に定める払込み又は給付をした財産の額とする。
- (12) 本項第(9)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第(8)号乃至第(12)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第27項に定める。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第35項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱うものとする。
- (15) ① 本新株予約権の行使請求をしようとする本新株予約権者は、行使期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項を通知する。
- ② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することはできない。
- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (17) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本書の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。
- (19) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (20) 当社は、当社が組織再編行為を行う場合は、第12項第(4)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、本号①乃至⑦に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本書の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定め、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(8)号乃至第(12)号に準じた調整を行う。

④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る承継社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権に係る承継社債の払込金額と同額とする。

⑤ 承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号⑦に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

本項第(5)号及び第(19)号に準じて決定する。

⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(7)号に準じて決定する。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定める新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (3) 当社が、吸収合併、吸収分割又は株式交換により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、吸収分割会社又は会社法第 768 条第 1 項第 1 号に定める株式交換完全子会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号は適用されない。

16. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第 15 項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

17. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の債務に対し担保提供を行わず、本新株予約権付社債のために留保することができる。この場合、当社は、社債管理者との間に、その旨の特約を締結する。
- (2) 前号の場合、当社は、社債管理者との間に次の①乃至⑥についても特約する。
- ① 留保資産のうえには本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。
- ② 当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。
- ③ 当社は、原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、直ちに書面により社債管理者に通知する旨。
- ④ 当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、直ちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
- ⑤ 当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の書面による承諾を得て、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。
- ⑥ 当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

18. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が第 15 項又は第 16 項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、又は、当社が第 17 項により本新株予約権付社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときは、以後、第 15 項及び第 21 項第(2)号は適用されない。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する（以後本新株予約権を行使することはできない。）。ただし、第 15 項又は第 16 項第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号又は第(4)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第 12 項又は第 13 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第 15 項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第 14 項第(8)号乃至第(13)号、第 16 項第(2)号、第 20 項、第 21 項、第 22 項第(2)号、第 23 項又は第 27 項の規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (4) ①本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の各事業年度における監査済の連結損益計算書（連結財務諸表規則による。）に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その最終の事業年度（以下「最終事業年度」という。）の末日より4か月を経過したとき。ただし、最終事業年度の経常損失額がその直前期の経常損失額を下回り、かつ、3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目直前期の末日における監査済の連結貸借対照表（連結財務諸表規則による。）に示される純資産の部の金額の30%を超えない場合には、この限りではない。
- ②本号①ただし書の場合で、最終事業年度に引き続く事業年度における経常損益が損失となり、その事業年度の末日より4か月を経過したとき。
- (5) 当社が、本社債以外の社債（海外で発行されたものを含み、また会社法の適用を受ける社債に限られない。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (8) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (9) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受けたとき、又は滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

20. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく事業報告、貸借対照表及び損益計算書を提出し、かつ、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該有価証券報告書に係る事業年度終了後3ヶ月以内に、四半期報告書の写しを当該四半期報告書に係る各四半期会計期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含む。）の電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

21. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の払込期日以降、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、代表者が記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- りその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
- ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - ② 当社の事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止若しくは廃止しようとするとき。
 - ③ 当社が、資本金又は資本準備金若しくは利益準備金を減少しようとするとき。
 - ④ 当社が、会社法第2条第26号に定める組織変更をしようとするとき。
 - ⑤ 当社が、吸収合併又は新設合併をしようとするとき。
 - ⑥ 当社が、吸収分割又は新設分割をしようとするとき。
 - ⑦ 当社が、株式交換又は株式移転をしようとするとき。
 - ⑧ 当社が、解散をしようとするとき。
 - ⑨ 当社が、第12項第(4)号又は第(5)号に係る事実を公表するとき。
- (4) 当社は、次の各場合には、直ちに書面により社債管理者に通知する。
- ① 当社が、支払停止になったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ③ 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行又は担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
 - ④ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ⑤ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算手続開始の命令を受けたとき。

22. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

23. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が第12項第(4)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、当該償還期日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当社が第12項第(5)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第12項第(5)号③ただし書の場合は60日間の末日）から7日以内にその旨及び期日その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当社が第12項第(6)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、第12項第(6)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 当社が第12項第(4)号乃至第(6)号の規定により本社債を償還しようとする場合の公告は、第27項に定める方法によりこれを行う。

24. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

25. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（本新株予約権付社債の管理委託契約に掲げる行為を除く。）をしない。

26. 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

① 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。

② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

(2) 前号の各場合には、当社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

27. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関し本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

28. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を第27項に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

29. 社債要項及び管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び本新株予約権付社債の管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

30. 申込期間

転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。

31. 払込期日（新株予約権の割当日）

平成23年8月1日（月）から平成23年8月3日（水）までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。

32. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

33. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び第32項に定める振替機関の業務規程等の規則に従って支払われる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

34. 発行代理人及び支払代理人 株式会社あおぞら銀行
35. 行使請求受付場所 株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
36. 募集方法 一般募集
37. 引受会社 大和証券キャピタル・マーケット株式会社、モルガン・スタンレー
M U F G証券株式会社、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社及
びS M B C日興証券株式会社
38. 申込取扱場所 引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
39. 引受会社の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における
発行価格と引受会社より当社に払込まれる金額（本新株予約権付社
債の払込金額）との差額の総額を引受会社の手取金とする。
40. 取得格付 B B B（株式会社日本格付研究所）
41. 上場申請の有無 有（株式会社東京証券取引所）
42. 振替機構への同意 平成20年10月20日同意書提出
43. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な一切の事項の決定については、
当社代表取締役社長に一任する。
44. 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
45. 国内一般募集又は海外募集が中止となる場合は、本新株予約権付社債の発行も中止する。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「Ⅱ. 新株式発行及び株式の売出し 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「Ⅱ. 新株式発行及び株式の売出し 1. 募集による新株式発行」に記載の国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,730,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成23年7月11日（月）開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式2,730,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成23年8月31日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年8月26日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 (平成 23 年 6 月 30 日現在)	普通株式	214,517,370 株	
	第 1 種優先株式	1,000,000 株	
	第 2 種優先株式	2,000,000 株	
	合計	217,517,370 株	
(2) 公募増資による増加株式数	普通株式	57,270,000 株	(注) 1.
(3) 公募増資後の発行済株式総数	普通株式	271,787,370 株	(注) 1.
	第 1 種優先株式	1,000,000 株	
	第 2 種優先株式	2,000,000 株	
	合計	274,787,370 株	(注) 1.
(4) 第三者割当増資による増加株式数	普通株式	2,730,000 株	(注) 2.
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	274,517,370 株	(注) 2.
	第 1 種優先株式	1,000,000 株	
	第 2 種優先株式	2,000,000 株	
	合計	277,517,370 株	(注) 2.

- (注) 1. 上記「Ⅱ. 新株式発行及び株式の売出し 1. 募集による新株式発行」(4)②記載の海外引受会社に付与された新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全部が海外引受会社により行使され、当社普通株式の発行がなされた場合の数字です。
2. 上記「Ⅱ. 新株式発行及び株式の売出し 3. 第三者割当による新株式発行」記載の募集株式の全株に対し大和証券キャピタル・マーケット株式会社から申込みがあり、当社普通株式の発行がなされた場合の数字です。
3. 発行済株式総数は、下記「5. その他」(2)記載のとおり、新株予約権の行使又は優先株式に係る取得請求権の行使により増加する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び本新株予約権付社債の発行に係る手取概算額合計上限 79,669,600,000 円について、平成 25 年 3 月までに、47,459 百万円を当社広島工場における 30nm 及び 25nm プロセスを用いた量産化を目的とした半導体製造設備資金の一部に、15,000 百万円を貫通電極 (TSV) 等の新パッケージライン・次世代プロセス等の研究開発設備資金の一部に及び残額を平成 24 年 3 月期中に返済期限を迎える借入金 87,188 百万円の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社グループは、競争環境の厳しい DRAM 市場において、当社の技術レベルの優位性に基づき長期的な競争力を向上・維持するため、製造コスト低減及び新技術の開発を重要方針と位置付けております。製造コスト低減を進めるために、プロセスの微細化やメモリセル構造の革新によるチップサイズの縮小並びに 30nm プロセス及び 25nm プロセスによる量産化が必要となります。新技術の開発については、DRAM の代替となり得る新メモリの研究開発を進めるとともに、メモリの大容量化を実現する貫通電極 (TSV) を用いた三次元実装技術の開発にも注力しています。かかる製造コスト低減及び新技術の開発を進めていくためには、上記設備投資及び研究開発を早期に進めていく必要があると考えております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

また、市況変動の激しいDRAM業界においては、更なる財務体質の改善の必要があると考えております。かかる財務体質の更なる改善のため、当社グループは引き続き技術競争力・コスト競争力の向上への取り組みを通して収益面の改善を推進することに加え、効率性の高い設備投資の実行によるキャッシュ・フローの改善やその他財務面での対策も通じて、財務体質の一層の強化・健全化に努めてまいります。

なお、上記半導体製造設備資金及び研究開発設備資金の内容は以下のとおりであります。

会社名	所在地 (注) 1	設備の内容	投資予定金額 (百万円) (注) 2	完成予定年月	資金調達方法
エルピーダメモリ(株)	東京都中央区 神奈川県相模原市 中央区 広島県東広島市 秋田県秋田市	半導体製造設備、 同研究開発設備及 びIT関連投資	89,000	平成25年3月	増資資金、新株予約権付 社債発行資金、自己資金 及び借入

(注) 1 各所在地における設備の内容は以下のとおりです。

事業所名 (所在地)	設備の内容
本社 (東京都中央区)	事務所及び研究開発設備並びに IT関連投資を含む無形固定資産
広島工場 (広島県東広島市)	半導体生産設備及びIT関連投資を含む無形固定資産
開発センター (神奈川県相模原市 中央区)	事務所及び研究開発設備並びに IT関連投資を含む無形固定資産
広島開発センター (広島県東広島市)	事務所及び研究開発設備並びに IT関連投資を含む無形固定資産
東北デザインセンター (秋田県秋田市)	事務所及び研究開発設備並びに IT関連投資を含む無形固定資産

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

当社の財務基盤を強化するとともに、製造コストの更なる低減により当社グループの収益性の向上に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を経営の最重要課題のひとつと位置付け、会社の収益動向、財務状況並びに将来の事業展開に備えた内部留保の充実等とバランスをとりながら、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての考え方は上記(1)記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

将来的に予想される経営環境の変化に対応すべく、これまで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術や製品の開発・製造体制を強化し、更にはグローバル戦略の展開を図るために投資してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり連結当期純利益(△損失)	△1,349.11円	14.54円	5.41円
1株当たり年間配当金	—円	—円	—円
実績連結配当性向	—%	—%	—%
自己資本連結当期純利益率	△69.5%	1.4%	0.8%
連結純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益(損失)を自己資本(連結純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均値)で除した数値であります。
2. 実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、当該3決算期間において配当を行っていないため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 希薄化情報

①今回の公募増資及び本件第三者割当増資による希薄化情報

平成23年6月30日現在の発行済普通株式総数に対する今回の公募増資及び本件第三者割当増資による増加株式数(上限)の比率は27.97%となる見込みです。

②潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、平成23年6月30日現在の発行済普通株式総数に対する潜在普通株式数の比率は47.08%となる見込みです。

(注) 1. 発行済普通株式総数：214,517,370株(平成23年6月30日現在)

今回の公募増資及び本件第三者割当増資による増加株式数(上限)：60,000,000株

2. 潜在普通株式数の比率は、第1種優先株式及び第2種優先株式の全て(当社が保有している自己優先株式を除く。)について当社普通株式を対価とする取得請求がなされた場合、2013年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合、当社又は当社の子会社の従業員、執行役員、取締役又は監査役に対して付与しているストック・オプションとしての新株予約権が全て行使された場合、130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合及び今回発行する130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計(100,987,279株)を平成23年6月30日現在の発行済普通株式総数(214,517,370株)で除したものです(全て新株式で交付した場合の潜在普通株式数の比率となります。)。なお、130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債における想定転換価額は1,135円(平成23年7月8日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値908円に125%を乗じた金額)として計算しています。また、第1種優先株式、第2種優先株式、2013年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債、ストック・オプションとしての新株予約権及び130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、平成23年6月30日現在の残高をもとに計算しています。

3. 当社は、第1種優先株式及び第2種優先株式を株式会社日本政策投資銀行に対して発行しており、同行は、平成23年2月1日以降、いずれも当社が当該優先株式を取得すると引換えに当社普通株式を交付することを請求することが可能となっています(詳細は平成

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

21年8月7日付当社プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行及び定款の一部変更等に関するお知らせ」をご参照ください。平成23年7月11日現在における第1種優先株式の有効な交付価額は1,323.2円、第2種優先株式の有効な交付価額は1,170.4円となっております。

4. 当社は新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の残高等は平成23年6月30日現在以下のとおりです。

2013年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債の残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
75,000,000米ドル	平成22年4月20日	平成25年4月19日	2,052円	1,026円

130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債の残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
60,000,000,000円	平成22年10月26日	平成27年10月26日	1,222円	611円

5. 当社は当社又は当社の子会社の従業員、執行役員、取締役又は監査役に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。

ストック・オプションの付与状況（平成23年6月30日現在）

株主総会の決議	発行取締役会決議	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成17年6月28日	平成17年8月24日	694,800株	3,766円	1,883円	平成19年10月1日から平成25年9月30日まで
平成18年6月27日	平成18年8月31日	89,700株	5,130円	3,448円	平成20年10月1日から平成25年9月30日まで
平成19年6月28日	平成19年6月28日	92,700株	5,222円	3,074円	平成21年10月1日から平成25年9月30日まで
平成20年6月24日	平成20年6月24日	96,600株	2,928円	1,733円	平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成20年11月4日
調達資金の額	49,978,000,000円（差引手取概算額）
転換価額	1,017円
募集時点における発行済株式数	129,813,600株
当該募集による発行株式数	—
募集後における発行済株式数	129,813,600株
割当先	Nomura Asia Limited

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（1,017円）における潜在株式数：49,164,208株 転換価額上限値（2,034円）における潜在株式数：24,582,104株 転換価額下限値（509円）における潜在株式数：98,231,827株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：11,787,819株 （残高0円、転換価額（行使価額）509円）
発行時における当初の資金使途	広島工場の設備投資：25,000百万円 Rexchip社への出資：24,978百万円
発行時における支出予定時期	広島工場の設備投資：平成22年3月期下期 Rexchip社への出資：平成22年3月期上期中目処
現時点における充当状況	調達金額の内、44,000百万円は平成21年1月9日の当該転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に充当し、残額は、設備投資資金に充当致しました。

（注）額面総額500億円のうち、60億円については転換されており、残額の440億円については平成21年1月9日に繰上償還しております。

第三者割当増資（第1種及び第2種優先株式）

発行期日	平成21年8月31日
調達資金の額	29,802,000,000円（発行価額：1株につき10,000円）（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	普通株式141,601,419株
当該募集による発行株式数	第1種優先株式1,000,000株 第2種優先株式2,000,000株
募集後における発行済株式数	普通株式141,601,419株 第1種優先株式1,000,000株 第2種優先株式2,000,000株 合計144,601,419株
割当先	株式会社日本政策投資銀行
発行時における当初の資金使途	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」における事業再構築計画（以下「本事業再構築計画」という）の実施に必要な、広島工場に携帯電話やデジタルTV向け等の高付加価値DRAMの最先端設備を導入するための設備投資資金、及び研究開発投資資金
発行時における支出予定時期	平成24年3月31日まで
現時点における充当状況	当初の予定どおり広島工場の設備投資資金及び研究開発投資資金に充当致しました。

公募増資

発行期日	平成21年9月24日
調達資金の額	60,126,000,000円（発行価額1,098円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	144,601,419株
当該募集による発行株式数	55,000,000株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

募集後における発行済株式数	199,601,419株
発行時における当初の資金使途	本事業再構築計画の実施に必要な研究開発投資資金、設備投資資金、及び借入金、リース債務、社債を含む有利子負債の返済・償還資金等
発行時における支出予定時期	平成24年3月31日まで
現時点における充 当 状 況	当初の予定どおり研究開発投資資金、設備投資資金、及び借入金、リース債務、社債を含む有利子負債の返済・償還資金等に充当致しました。

第三者割当増資

発 行 期 日	平成22年4月20日
調 達 資 金 の 額	11,603,711,000円（発行価額：1株につき1,805円）（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	199,601,419株
当該募集による発行株式数	6,470,200株
募集後における発行済株式数	206,071,619株
割 当 先	Kingston Technology Corporation
発行時における当初の資金使途	広島工場における40nm製造プロセスへの転換を目的とした製造装置の購入
発行時における支出予定時期	平成22年4月～平成24年3月
現時点における充 当 状 況	当初の予定どおり製造装置の購入資金に充当致しました。

第三者割当による2013年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成22年4月20日
調 達 資 金 の 額	75,000,000米ドル
転 換 価 額	2,052円
募集時点における発行済株式数	199,601,419株
当該募集による発行株式数	—
募集後における発行済株式数	199,601,419株
割 当 先	Kingston Technology Corporation
当該募集による潜在株式数	3,414,839株 （1米ドルあたり93.43円の固定為替換算レートで米ドルから円に換算した金額を、当初転換価額である2,052円で除して得られた数を記載しております。）
現時点における転換状況（行使状況）	—

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

発行時における 当初の資金使途	広島工場における 40nm 製造プロセスへの転換を目的とした製造装置の購入
発行時における 支出予定時期	平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	当初の予定どおり製造装置の購入資金に充当致しました。

公募による 130%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成 22 年 10 月 26 日
調 達 資 金 の 額	59,779,000,000 円（差引手取概算額）
転 換 価 額	1,222 円
募集時点における 発行済株式数	206,071,619 株
当該募集による 発行株式数	—
募集後における 発行済株式数	206,071,619 株
当該募集による 潜在株式数	49,099,836 株
現時点における 転 換 状 況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：0 株 （残高 60,000,000,000 円） （平成 23 年 6 月 30 日時点）
発行時における 当初の資金使途	広島工場における主にモバイル向けに 40nm 以降へのプロセス移行等を目的とした半導体製造設備資金：20,000 百万円 30nm 世代以降のプロセスの研究開発設備資金：10,000 百万円 社債、借入金、リース債務を含む有利子負債の返済・償還資金：残額を充当
発行時における 支出予定時期	平成 24 年 3 月まで
現時点における 充 当 状 況	当初の予定どおり半導体製造設備資金、研究開発設備資金及び有利子負債の返済・償還資金に順次充当しております。

台湾預託証券の発行に伴う第三者割当増資

発 行 期 日	平成 23 年 2 月 23 日
調 達 資 金 の 額	11,260,000,000 円（発行価額：1 株につき 1,192.8 円）（差引手取概算額）
募集時点における 発行済株式数	207,517,370 株
当該募集による 発行株式数	10,000,000 株
募集後における 発行済株式数	217,517,370 株
割 当 先	First Commercial Bank, Ltd.
発行時における 当初の資金使途	次世代 DRAM の製造工程にかかる研究開発資金

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

発行時における 支出予定時期	平成 23 年 12 月末まで
現時点における 充 当 状 況	当初の予定どおり次世代DRAMの製造工程にかかる研究開発資金に順次充当しております。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
始 値	3,410 円	740 円	1,860 円	1,092 円
高 値	4,430 円	1,943 円	2,189 円	1,296 円
安 値	305 円	697 円	716 円	906 円
終 値	680 円	1,841 円	1,071 円	908 円
株価収益率（連結）	一倍	126.6 倍	198.0 倍	一倍

(注) 1. 平成 24 年 3 月期の株価については、平成 23 年 7 月 8 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 21 年 3 月期については連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成 24 年 3 月期については未確定のため表示しておりません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、国内一般募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集の発行価格等決定日から受渡期日の 180 日後の日までの期間について、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資に係る当社普通株式の発行、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社普通株式の交付、株式分割、株式の無償割当て、当社の第 1 種優先株式及び第 2 種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う当社普通株式の交付、発行価格等決定日に残存する新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付並びに単元未満株式売渡請求権の行使に従った自己株式の交付を除く。）を行わず、また当社の子会社等に行わせないことに合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターはその裁量で、共同して当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しています。

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は、転換価額等決定日から払込期日の翌営業日の 180 日後の日までの期間について、当該募集に関する大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社による事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資に係る当社普通株式の発行、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社普通株式の交付、株式分割、株式の無償割当て、当社の第 1 種優先株式及び第 2 種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う当社普通株式の交付、発行価格等決定日に残存する新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付並びに単元未満株式売渡請求権の行使に従った自己株式の交付を除く。）を行わず、また当社の子会社等に行わせないことに合意しております。

なお、当該募集に関する大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社はその裁量で、共同して当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）又は転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。上記の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。